

令和 5 年度

鴨川市財政健全化再審査意見書

鴨川市監査委員

鴨 監 第 122 号
令和 7 年 1 月 6 日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

鴨川市監査委員 川名 敏昭

鴨川市監査委員 鈴木 美一

令和 5 年度 鴨川市財政健全化再審査意見書の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、再審査に付された令和 5 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査しましたので、次のとおり意見書を提出いたします。

令和5年度 鴨川市財政健全化再審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化再審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期日

令和6年12月20日（金）

3 審査の結果

（1）意見

令和6年12月17日付けで再審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質公債費比率について公債費の数値の一部に誤りがあったこと、また、将来負担比率についても、比率の値に変更はないものの、算定の数値の一部に誤りがあったことを確認した。

審査の結果、健全化判断比率の算定に用いた数値の誤りは是正されており、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

（単位：％）

比率名	更正前	更正後	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	9.8	9.9	25.0	35.0

（2）個別意見

実質公債費比率について

更正後の令和5年度の実質公債費比率は9.9％となっており、早期健全化基準の25.0％と比較すると、これを下回っている。

（3） 是正改善を要すべき事項

更正後においても、特に指摘すべき事項はない。